

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下関市長 前田 晋太郎

市町村名 (市町村コード)	下関市 (35201)
地域名 (地域内農業集落名)	豊田高熊地区 (高熊集落、中村四集落、中村三集落の一部、稲光集落の一部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、中心経営体は確保できているが、今後、集落内の人口が減少していき、農道や水路の維持管理など農作業に従事していく人が減少していくため、新たな人員の確保が必要となる。また、有害鳥獣の被害が多く、対策が必要である。

【地域の基礎的データ】

農業者:10人(うち50歳代以下0人)

主な作物:水稻、麦、飼料作物(WCS含む)

(2) 地域における農業の将来の在り方

離農や高齢化に伴う耕作放棄化を防ぐため、引き続き中間管理事業等を活用し、農事組合法人フェルメ高熊を中心に農地の集積・集約化を進めつつ、法人の後継者を含め、新たな担い手の受入れを促進することで対応していく。

機械の導入や適正管理による一等米比率の向上に取り組むことで収益を確保するとともに、麦、大豆等の土地利用型作物の作付を拡大し、持続可能な地域農業を展開する。

また、農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	54.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	54.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、下関農林事務所、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できるヘリ防除作業は、JA等への委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①鳥獣被害防止対策について、侵入防止柵、ネット及び捕獲檻等の設置を行う。				
③農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。				